

(様式1)

丹教総第130号

令和5年4月26日

文部科学大臣 殿

丹波市長 林 時彦

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に
基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

丹波市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和5年度～令和5年度（1年間）

（担当）

丹波市教育委員会 教育総務課 荻野

住所 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地

電話 0795-70-0880

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

北小学校北校舎は、昭和56年に建築された後、40年以上が経過しており、建物等の老朽化が進んでいるため、丹波市学校施設等長寿命化計画に基づき、躯体の老朽化対策として屋上、外壁については劣化状況に応じた補修等を行った後、耐久性の高い材料にて全面改修することにより建物の長寿命化を図る。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

該当なし

(3) 教室不足の解消等を図る整備

該当なし

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

多様な学習内容や学習形態による教育が可能になるよう教室間の仕切りを撤去し大きな空間を整備する。また、内装の木質化を図り、木材の良さを活かした教育環境づくりを進める。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

該当なし

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		21 校
中学校		6 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	26 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	8 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年6月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年6月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の初年度に、庁内において3の目標の達成度合いを計測するための指標等を検討し、計画期間経過後にその指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果を丹波市の広報誌等により住民に周知する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]